

毎週火・金曜日発行

# 山口県報

平成27年  
10月27日  
(火曜日)

## 目次

○告示

生活保護法の規定に基づく指定介護機関の廃止の届出(厚政課)……………一  
生活保護法の規定に基づく介護機関の指定(二件)(厚政課)……………一  
中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定に基づく医療機関の指定(長寿社会課)……………二  
漁業災害補償法第二百二十五条の六第一項の規定による同意(団体指導室)……………二  
保安林の指定(下松市)(森林整備課)……………二  
○公告

特定非営利活動法人の設立の認証の申請(県民生活課)……………三  
大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定による届出(五件)(商政課)……………三  
大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取(商政課)……………九  
公共測量の実施(監理課)……………九



### 山口県告示第三百七十八号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、指定介護機関から次のとおり介護機関を廃止した旨の届出があった。

平成二十七年十月二十七日

山口県知事 村岡 嗣 政

氏名又は名 称	住所又は主 たる事務所 の所在地	名 称	居宅介護事業所 所在地	事業の 種類	廃止年月日
------------	------------------------	--------	----------------	-----------	-------

株式会社周南 調剤	下松市瑞穂町 二丁目二〇番 一〇号	指定訪問介護 事業所元気	下松市大字河 内二七六一の 二	訪問介 護	平成二七、 九、三〇
〃	〃	指定福祉用具 貸与事業所元 気	〃	福祉用 具貸与	〃

名 称	主たる事務所 の所在地	名 称	居宅介護支援事業所 所在地	廃止年月日
--------	----------------	--------	------------------	-------

株式会社周南調 剤	下松市瑞穂町二 丁目二〇番一〇 号	指定居宅介護支 援事業所元気	下松市大字河内 二七六一の二	平成二七、 九、三〇
--------------	-------------------------	-------------------	-------------------	---------------

氏名又は名 称	住所又は主 たる事務所 の所在地	名 称	居宅介護支援事業所 所在地	事業の 種類	廃止年月日
------------	------------------------	--------	------------------	-----------	-------

株式会社周南 調剤	下松市瑞穂町 二丁目二〇番 一〇号	指定訪問介護 事業所元気	下松市大字河 内二七六一の 二	介護予 防訪問 介護	平成二七、 九、三〇
〃	〃	指定福祉用具 貸与事業所元 気	〃	介護予 防福祉 用具貸 与	〃

### 山口県告示第三百七十九号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための居宅介護支援計画の作成を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成二十七年十月二十七日

山口県知事 村岡 嗣 政

名 称	主たる事務所 の所在地	名 称	居宅介護支援事業所 所在地	指定年月日
--------	----------------	--------	------------------	-------

居宅介護支援事業 者	〃	居宅介護支援事業 所	〃	〃
---------------	---	---------------	---	---

〃	〃	〃	〃	〃
---	---	---	---	---

〃	〃	〃	〃	〃
---	---	---	---	---

合同会社いまむら居宅介護支援事業所	宇部市今村南二丁目一〇番三六号	いまむら居宅介護支援事業所	宇部市今村南二丁目一〇番三六号	平成二七、九、一
株式会社ホームケアサービス	下関市長府才川一丁目三五番二一〇号	のんびり村花岡居宅介護支援事業所	下松市大字末武上久保田一八〇〇の一〇	〃
医療法人松栄会	柳井市余田三六一二六の二	あおぞら居宅介護支援事業所	周南市大字栗屋字二葉屋開作一〇二二の七六	〃

山口県告示第三百八十号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための介護予防を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成二十七年十月二十七日

山口県知事 村岡 嗣政

介護予防事業者 氏名又は名称 住所又は主たる事務所の所在地	介護予防事業所 名称 所在地	事業の種類	指定年月日
総合メディカル株式会社 福岡市中央区天神二丁目一四番八号	そうごう薬局 宇部新川店 宇部市上町一丁目四番二八号	介護予防 防居宅 療養管 理指導	平成二七、六、一
社会福祉法人山口県社会福祉事業団 山口市大手町九番六号	特別養護老人ホーム灘海園 岩国市愛宕町一丁目五番一	介護予防 防短期 入所生 活介護	平成二五、四、〃

山口県告示第三百八十一号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項の規定によりその例によることとされる生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条の規定により、医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成二十七年十月二十七日

山口県知事 村岡 嗣政

名 医	療 称	所 在 機 関 地	指 定 年 月 日
のはら薬局		宇部市野原一丁目五番一号	平成二七、九、一

山口県告示第三百八十二号

漁業災害補償法（昭和三十九年法律第百五十八号）第二百二十五条の六第三項において準用する同法第百五条の二第三項の規定による届出を審査した結果、次の加入区及び区分について同法第百二十五条の六第一項の規定による同意があつたと認めた。

平成二十七年十月二十七日

山口県知事 村岡 嗣政

加 入 区	区	分
宇部岬加入区	のり等養殖業（のり養殖業）	

山口県告示第三百八十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第一項の規定により、保安林を次のように指定する。

平成二十七年十月二十七日

山口県知事 村岡 嗣政

- 一 保安林の所在場所
  - 下松市大字切山字東空山五六九、字西空山六三八の一、六三八の四、六三八の六、字墓尾七〇三の一から七〇三の八まで、字影浦七〇六の一、七〇六の二、字小砂川七一一の一、字大竹七一一四の一から七一一四の五まで、一〇五〇の一、一〇五〇の二、字潜岩七一一五の一、字船木七三八の一から七三八の二〇まで、字大迫七三九の一から七三九の三まで、字芳ヶ浴八三六の一、八三六の二
- 二 指定の目的
  - 土砂の流出の防備
- 三 指定施業要件
  - (一) 立木の伐採の方法

- 1 主伐に係る伐採種は、定めない。
  - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、下松市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
  - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種次のとおりとする。
- (一) 「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び下松市経済部農林水産課に備え置いて縦覧に供する。



(三二四) 特定非営利活動法人の設立の認証の申請

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請がありました。

同項第一号、第二号イ、第五号、第七号及び第八号に掲げる書類は、平成二十七年十月十四日までの間、山口県環境生活部県民生活課及び山口県宇部県民局において公衆の縦覧に供します。

平成二十七年十月二十七日

山口県知事 村岡 嗣政

一 申請のあった年月日

平成二十七年十月十四日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名称 ころ和み

代表者の氏名 濱田 陽介

主たる事務所の所在地 山陽小野田市大字郡三九八番地の二三

三 定款に記載された目的

社会生活を育む中、心の悩みを抱えている人、引きこもり、不登校、出社拒否、進路の悩み、育児の悩み、いじめ、うつ病、摂食障害、介護の悩み、不眠症、夫婦問題、DV(家庭内暴力)、心身症、神経症等の悩みを持つている人及び虐待で助けが必要な子どもに対して、社会福祉、心理カウンセリングの理念を持ち生活支援を行うとともに、心の悩みの講演会及び心理カウンセラー養成のためのスクールを開催し、もって社会教育の推進及び普及並びに地域福祉に寄与すること。

(三二五) 大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定による届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。

当該届出は、平成二十七年十月二十七日から平成二十八年二月二十九日までの間、山口県商工労働部商政課及び岩国市産業振興部商工振興課において公衆の縦覧に供します。

平成二十七年十月二十七日

山口県知事 村岡 嗣政

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 ザ・ビッグ岩国店

所在地 岩国市三笠町三丁目二番一号

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名称 住 所 代表者の氏名

マックスバリュ西日本株 広島市南区段原南一丁目三番五二号 加栗 章男

三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項	変更前	変更後
大規模小売店舗を 設置する者の住所 大規模小売店舗に おいて小売業を行 う者の住所	大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	変更
マックスバリュ西日本株式会社	兵庫県姫路市三左衛門堀東の町一二一	変更
	広島市南区段原南一丁目三番五二号	変更

四 届出年月日

平成二十七年十月五日

五 変更年月日

平成二十四年五月十五日

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 ザ・ビッグ岩国店

所在地 岩国市三笠町三丁目二番一号

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

三 変更に係る事項の概要

名 称 住 所 代表者の氏名  
 マックスバリュ西日本株 広島市南区段原南一丁目三番五二号 加栗 章男  
 式会社

変更に係る事項	大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	変 更 前	変 更 後
大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名	岩本 隆雄		
大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名	加栗 章男		
名	社	〃	〃

四 届出年月日  
 平成二十七年十月五日

五 変更年月日  
 平成二十五年五月二十二日

(三一六) 大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定による届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。

当該届出は、平成二十七年十月二十七日から平成二十八年二月二十九日までの間、山口県商工労働部商政課及び柳井市経済部商工観光課において公衆の縦覧に供します。

平成二十七年十月二十七日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 大規模小売店舗の名称及び所在地  
 名 称 マックスバリュ柳井新庄店  
 所在地 柳井市新庄四四の五

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
 名 称 住 所 代表者の氏名  
 マックスバリュ西日本株 広島市南区段原南一丁目三番五二号 加栗 章男  
 式会社

三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項	大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	変 更 前	変 更 後
---------	---------------------------	-------	-------

四 届出年月日  
 平成二十七年十月五日

五 変更年月日  
 平成二十四年五月十五日

一 大規模小売店舗の名称及び所在地  
 名 称 マックスバリュ柳井新庄店  
 所在地 柳井市新庄四四の五

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
 名 称 住 所 代表者の氏名  
 マックスバリュ西日本株 広島市南区段原南一丁目三番五二号 加栗 章男  
 式会社

三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項	大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	変 更 前	変 更 後
大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名	岩本 隆雄		
大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名	加栗 章男		
名	社	〃	〃

(三一六) 大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定による届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。

当該届出は、平成二十四年五月十五日から平成二十七年十月五日までの間、山口県商工労働部商政課及び柳井市経済部商工観光課において公衆の縦覧に供します。

平成二十五年五月二十二日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 大規模小売店舗の名称及び所在地  
 名 称 マックスバリュ柳井新庄店  
 所在地 柳井市新庄四四の五

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
 名 称 住 所 代表者の氏名  
 マックスバリュ西日本株 広島市南区段原南一丁目三番五二号 加栗 章男  
 式会社

三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項	大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	変 更 前	変 更 後
---------	---------------------------	-------	-------

三 変更に係る事項の概要

名称 住所 代表者の氏名  
 マックスバリュ西日本株 広島市南区段原南二丁目三番五二号 加栗 章男  
 式会社

変更に係る事項	変更前	変更後
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	株式会社ウイル	
大規模小売店舗において小売業を行う者の住所	広島県大竹市晴海二丁目六番一〇号	
大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名	鳥田 克茂	

四 届出年月日  
 平成二十七年十月五日

五 変更年月日  
 平成二十五年九月一日

一 大規模小売店舗の名称及び所在地  
 名称 マックスバリュ柳井新庄店  
 所在地 柳井市新庄四四の五

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
 名称 住所 代表者の氏名  
 マックスバリュ西日本株 広島市南区段原南二丁目三番五二号 加栗 章男  
 式会社

三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項	変更前	変更後
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	株式会社岩崎宏健堂	
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	株式会社ツルハグループ ラック&ファーマシー西日本	株式会社ツルハグループ フルードラック&ファーマシー西日本
大規模小売店舗において小売業を行う者の住所	〃	広島市中区八丁堀一番八号

大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名  
 〃  
 村上 正一

四 届出年月日  
 平成二十七年十月五日

五 変更年月日  
 平成二十六年十一月一日

(三一七) 大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定による届出  
 大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。  
 当該届出は、平成二十七年十月二十七日から平成二十八年二月二十九日までの間、山口県商工労働部商政課及び周南市経済産業部商工振興課において公衆の縦覧に供します。

山口県知事 村岡 嗣政

一 大規模小売店舗の名称及び所在地  
 名称 マックスバリュ徳山西店  
 所在地 周南市都町三丁目二一

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
 名称 住所 代表者の氏名  
 有限会社国広興産 周南市若山二丁目三番六号 国広 和之

三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項	変更前	変更後
大規模小売店舗を設置する者の住所	周南市都町三丁目一〇	周南市若山二丁目三番六号

四 届出年月日  
 平成二十七年十月五日

五 変更年月日  
 平成十五年四月二十一日

一 大規模小売店舗の名称及び所在地  
 名称 マックスバリュ徳山西店  
 所在地 周南市都町三丁目二一  
 二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
 名称 住 所 代表者の氏名  
 有限会社国広興産 周南市若山二丁目三番六号 国広 和之  
 三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項	変 更 前	変 更 後
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	コダマ薬品有限会社	有限会社フラワーチェーン・タナカ

四 届出年月日  
 平成二十七年十月五日  
 五 変更年月日  
 平成二十二年三月三十一日

一 大規模小売店舗の名称及び所在地  
 名称 マックスバリュ徳山西店  
 所在地 周南市都町三丁目二一  
 二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
 名称 住 所 代表者の氏名  
 有限会社国広興産 周南市若山二丁目三番六号 国広 和之  
 三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項	変 更 前	変 更 後
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	兵庫県姫路市三左衛門堀東の町二二一	広島市南区段原南一丁目三番五二号

四 届出年月日  
 平成二十七年十月五日  
 五 変更年月日  
 平成二十四年五月十五日

一 大規模小売店舗の名称及び所在地  
 名称 マックスバリュ徳山西店  
 所在地 周南市都町三丁目二一  
 二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
 名称 住 所 代表者の氏名  
 有限会社国広興産 周南市若山二丁目三番六号 国広 和之  
 三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項	変 更 前	変 更 後
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	マックスバリュ西日本株式会社

四 届出年月日  
 平成二十七年十月五日  
 五 変更年月日  
 平成二十五年五月二十二日

(三一八) 大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定による届出  
 大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。  
 当該届出は、平成二十七年十月二十七日から平成二十八年二月二十九日までの間、山口県商工労働部商政課及び周南市経済産業部商工振興課において公衆の縦覧に供します。

平成二十七年十月二十七日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 大規模小売店舗の名称及び所在地  
 名称 マックスバリュ徳山東店  
 所在地 周南市大字久米三〇九五の四  
 二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
 名称 住 所 代表者の氏名



三 マックスバリュ西日本株 広島市南区段原南一丁目三番五二号 加栗 章男  
 式会社  
 変更に係る事項の概要

変更に係る事項 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	変更前 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	変更後 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称
大規模小売店舗において小売業を行う者の住所	四の五 下松市大字末武二六	六番一六号 下松市美里町二丁目

四 届出年月日  
 平成二十七年十月五日  
 五 変更年月日  
 平成十八年十二月十一日

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 マックスバリュ徳山東店

所在地 周南市大字久米三〇九五の四

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名称 住 代表者の氏名  
 マックスバリュ西日本株 広島市南区段原南一丁目三番五二号 加栗 章男  
 式会社

三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項 大規模小売店舗を 設置する者の住所	変更前 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	変更後 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称
大規模小売店舗において小売業を行う者の住所	兵庫県姫路市三左衛門堀東の町二二一	広島市南区段原南一丁目三番五二号

四 届出年月日  
 平成二十七年十月五日  
 五 変更年月日  
 平成二十四年五月十五日

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 マックスバリュ徳山東店

所在地 周南市大字久米三〇九五の四  
 二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
 名称 住 代表者の氏名  
 マックスバリュ西日本株 広島市南区段原南一丁目三番五二号 加栗 章男  
 式会社

三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項 大規模小売店舗を 設置する者の代表 者の氏名	変更前 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	変更後 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称
大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名	岩本 隆雄	加栗 章男

四 届出年月日  
 平成二十七年十月五日  
 五 変更年月日  
 平成二十五年五月二十二日

(三一九) 大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定による届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。

当該届出は、平成二十七年十月二十七日から平成二十八年二月二十九日までの間、山口県商工労働部商政課及び田布施町役場において公衆の縦覧に供します。

平成二十七年十月二十七日

山口県知事 村岡 嗣政

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 マックスバリュ田布施店

所在地 熊毛郡田布施町大字麻郷奥一〇の一

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名称 住 代表者の氏名  
 マックスバリュ西日本株 広島市南区段原南一丁目三番五二号 加栗 章男  
 式会社

三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項	変更前	変更後
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	岡野食品産業株式会社	
	株式会社ブラザクリエイト	
	株式会社都野書店	
	有限会社シー・ワイ・コーポレーション	

四 届出年月日

平成二十七年十月五日

五 変更年月日

平成二十年三月三十一日

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 マックスバリュ田布施店

所在地 熊毛郡田布施町大字麻郷奥一〇の一

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名称 住 所 代表者の氏名  
マックスバリュ西日本株 広島市南区段原南一丁目三番五二号 加栗 章男  
式会社

三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称

変更前

変更後

大規模小売店舗を設置する者の住所	兵庫県姫路市三左衛門堀東の町一二二一
大規模小売店舗において小売業を行う者の住所	広島市南区段原南一丁目三番五二号

四 届出年月日

平成二十七年十月五日

五 変更年月日

平成二十四年五月十五日

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 マックスバリュ田布施店

所在地 熊毛郡田布施町大字麻郷奥一〇の一

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名称 住 所 代表者の氏名  
マックスバリュ西日本株 広島市南区段原南一丁目三番五二号 加栗 章男  
式会社

三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称

変更前

変更後

大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名	岩本 隆雄
大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名	加栗 章男

四 届出年月日

平成二十七年十月五日

五 変更年月日

平成二十五年五月二十二日

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 マックスバリュ田布施店

所在地 熊毛郡田布施町大字麻郷奥一〇の一

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名称 住 所 代表者の氏名  
マックスバリュ西日本株 広島市南区段原南一丁目三番五二号 加栗 章男  
式会社

三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称

変更前

変更後

大規模小売店舗において小売業を行う者の住所	周南市福川三丁目一八番二二号
大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名	河戸 憲一郎
	富永 幸朗



四 届出年月日

平成二十七年十月五日

五 変更年月日

平成二十五年十一月一日

(三二〇) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により、平成二十七年六月十二日山口県公告(一七八)に係る大規模小売店舗について次のとおり岩国市から意見を聴きました。

当該意見は、平成二十七年十月二十七日から同年十一月二十七日までの間、山口県商工労働部商政課及び岩国市産業振興部商工振興課において公衆の縦覧に供します。

平成二十七年十月二十七日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 (仮称) ドラッグコスモス室の木店

所在地 岩国市室の木町一丁目五〇七の一

二 意見の概要

騒音の発生に係る事項について配慮を求め。

(三二一) 公共測量の実施

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、国土交通省中国地方整備局浜田河川国道事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知がありました。

平成二十七年十月二十七日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 作業の種類

公共測量(数値地形図データ作成)

二 作業の地域

萩市下田万

三 作業の期間

平成二十七年九月二十六日から平成二十八年二月二十九日まで

平成二十七年十月二十七日印刷

発行人所

山口県知事庁